

五島市特定教育・保育施設等の利用者負担《保育料》

教育標準時間認定の子ども (1号認定)

階層区分	利用者負担
①生活保護世帯	0円
②市町村民税 非課税世帯	0円 3,000円
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	3,000円 7,300円 10,200円
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	14,900円
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上	18,700円

※国の基準のおおむね27%を軽減する。
 ※第2,第3階層区分上段は、ひとり親世帯等、在宅障がい児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮している)と市長が認められた世帯)

保育認定の子ども (2号認定:満3歳以上) (3号認定:満3歳未満)

階層区分	利用者負担		
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間 保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円	0円
②市町村民税 非課税世帯	0円 4,600円	0円 4,600円	0円 7,000円 7,000円
③所得割課税額 48,600円未満	4,600円 12,800円	4,600円 12,700円	7,000円 15,200円 15,000円
④所得 割課税 額 97,000 円未満	4,600円 21,000円	4,600円 20,700円	7,000円 23,400円 23,000円
	所得割額 課税額 77,101円 未満	所得割額 課税額 77,101円 以上	23,400円
⑤所得割課税額 169,000円未満	21,000円	20,700円	23,400円
⑥所得割課税額 301,000円未満	32,300円	31,900円	34,700円
⑦所得割課税額 397,000円未満	36,000円	35,400円	47,500円
⑧所得割課税額 397,000円以上	36,000円	35,400円	62,400円
			81,100円
			79,800円

※国の基準のおおむね22%を軽減する。(現行の保育料を上回らないよう設定)
 ※第2,第3,第4階層(所得割課税額77,101円未満)区分上段は、ひとり親世帯等、在宅障がい児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認められた世帯)